

## ⑪ 保全命令申立事件

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
審尋または 口頭弁論を経たとき	① 訴訟事件の2/3相当額	① 訴訟事件の額	報酬金は、保全命令申立て手続のみにより本案の目的を達成した場合に限り発生します。
上記以外	① 訴訟事件の1/2相当額	① 訴訟事件の額	